明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境二〇）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委五八）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同五九）　一

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁一三、一四）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務三二四）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二九七）　三

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二四二三）　三

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一九四）　三

○平成十二年運輸省告示第二百四十七号の一部を改正する件（国土交通八三八）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（同八三九～八四一）　六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

総務省　外務省　文部科学省

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係　七

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他　三

省令

○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

環境大臣　石原　伸晃

平成二十五年九月四日

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則別表窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）の項中「一九〇（日間平均一五〇）」を「一七〇（日間平均一四〇）」に、「五五〇（日間平均三〇〇）」を「四〇〇（日間平均一二〇）」に、「五〇〇（日間平均三八五〇）」を「四二五〇（日間平均三五〇〇）」に改め、同表燐含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）の項中

畜産農業（令別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。）	三〇（日間平均二四）
燐化合物製造業（縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。）	四〇（日間平均一〇）

を

畜産農業（令別表第一第一号のニイに掲げる施設を有するものに限る。）	二五（日間平均二〇）

に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。